

平成20年度
福島県森林審議会議事録
(第1回)

日時：平成20年8月25日（月）
場所：林業研究センター資料展示館会議室

福島県農林水産部
森林計画課

平成20年度第1回森林審議会議事録

- 1 日 時 平成20年8月25日(月) 11時40分～12時10分
- 2 場 所 林業研究センター資料展示館会議室
- 3 出席委員 13名

司会 (堀江主幹) 本日は、御多忙のところ、福島県森林審議会並びに現地調査に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私、本日の進行役を務めさせていただきます森林計画課主幹の堀江と申します。よろしくお願いいたします。

お席にお配りしております次第により進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

はじめに、森林計画課長より挨拶を申し上げます。

森林計画課長挨拶 (相馬課長) 福島県森林審議会が開催されるに当たりまして、ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様には御多忙中のところ、第1回森林審議会及び現地調査に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

今年7月の委員改選後初めての審議会となりますが、皆様には今後2年間にわたり、本県の森林・林業の推進、特に地域森林計画の樹立などに関し、御審議いただくこととなります。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

さて、県土面積の70%を占める森林は、水源のかん養、土砂災害の防止、良好な自然環境の創出など、さまざまな公益的機能を有しており、その中でも、近年特に、地球温暖化防止において二酸化炭素吸収源として大きな役割を果たすことが期待されているところであります。

本県におきましても、地球温暖化対策を一層推進するため、これまで実施してきた森林整備事業に加え、森林環境基金事業においても、昨年度から「地球温暖化対策」の視点を加えた森林整備に取り組んでいるところです。

本日の審議会は、会長及び会長職務代行者の決定をお願いするものです。また、現地調査におきましては、次回(平成21年度)の地域森林計画樹立地区である阿武隈川森林計画区内の森林・林業の現状や、市町村、森林所有者等の林業振興に関する取り組み状況等について調査していただくこととしております。

県といたしましては、この現地調査をとおり、地域の実状を踏まえた、そして、県民の多様なニーズに応えることができる計画を策定して参りたいと考えておりますので、委員の皆様のご支援・御協力をお願い申し上げます。

司会 本日は、当初、森林審議会の現地調査ということで案内しておりました

司会

が、改選後初めてですので、委員の皆様への御紹介と県側職員の紹介、及び、会長、会長職務代行者の決定をさせていただきたく、第1回福島県森林審議会という形をとらせていただきました。

はじめに、お手元の審議会委員名簿により、委員の皆様方を御紹介申し上げます。（木村勝彦委員、菊池基文委員、清野進委員、斎藤いち子委員、外山武比古委員、早矢仕恵子委員、原田和信委員、安田恭子委員、矢吹良美委員、山本光子委員、山本美穂委員、遊佐眞紀子委員、吉田桂子委員）

ありがとうございました。

なお、岡部義邦委員は、都合により本日欠席となっております。

以上で委員の御紹介を終わらせていただきます。

つづきまして、県側の職員を紹介いたします。

（森林計画課 課長 相馬雅俊、主任主査 佐藤秀樹、主査 鈴木千秋、副主査 木村充、県中農林事務所林業課長 新津修）

つづきまして、次第、第4の「森林審議会の概要」について事務局より説明をお願いします。

佐藤主任

森林計画課の佐藤です。私から説明させていただきます。

資料1「森林審議会関係法令集」の、1ページをご覧ください。森林法の抜粋となっておりますが、第5章に「都道府県森林審議会」に関する事項が定められています。

第68条 設置及び所掌事務におきまして、「都道府県に森林審議会を置く。」と定められており、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属せられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。」と定められています。

第70条 組織ですが、「委員15人以内で組織する。」とされており、また、委員の任期は2年とされています。

現在は14名で組織しており、平成22年7月までの任期となります。

ただし「再選を妨げない。」とされているところです。

第71条 会長ですが、「会長は、委員が互選した者をもって充てる。」とされており、また「会長に事故があるときは、委員が互選した者がその職を代行する。」と定められています。

佐藤主任

2 ページをご覧ください。森林法施行令の抜粋です。

第7条に「都道府県森林審議会の部会」に関する定めがあり、「知事は、必要があると認められるときは、森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。」と定められています。

3 ページ「福島県森林審議会規程」をご覧ください。

第2条 会議の招集ですが、「必要に応じて審議会の会長が招集する。」とされています。

ただし、今回のように改選後、最初に開催される会議は知事が招集することとされています。

第3条 会議ですが、「委員の過半数の出席がなければ開くことができない。」とされており、第4条において「会長は、会議の議長となる。」と定めています。

また、第5条において「審議会の議事は、出席委員の過半数で決する。」と定めています。

第6条 議事録ですが、「審議会の議事については、議事録を作成し、議長が指名する2名の委員が署名押印する。」こととなっています。

第7条 部会ですが、「審議会に森林保全部会を置く。」こととしております。

委員は、「保全部会規定」において、8名以内としております。なお、委員及び部会長は、次回の森林審議会で決定する予定です。

第10条 事務の処理でございますが、審議会の事務は、森林計画課において処理することとしております。なお、森林保全部会の庶務は、森林保全部会規定において、治山対策課が処理することとしております。

6 ページをご覧ください。

森林審議会と森林保全部会の、審議案件区分です。

1に記載しております「地域森林計画に関すること」は、当審議会の審議案件となっております。今年度は、各森林計画の変更について御審議いただき、平成21年度は、阿武隈川地域森林計画の樹立及び各森林計画の変更等について御審議いただきます。

2に記載しております林地開発許可に関することにつきましては、当審議会では、開発行為に係る森林面積が200ha以上の事項、森林保全部会では、10ha以上200ha未満の事項が、審議の対象となります。

佐藤主任

4に記載しております保安林の指定解除に関することにつきましては、解除面積が20ha以上の事項は当審議会の案件、1ha以上20ha未満の事項は森林保全部会の案件とされています。

このほか、森林病虫害等防除法関係につきましては、森林保全部会の審議案件とされています。

なお、5 森林病虫害等防除法関係の備考欄に現計画期間がH14～18と記されていますが、H19～23の誤りで、H19に答申を受けておりますので、訂正をお願いいたします。

森林審議会の概要説明は以上です。

司会

只今の事務局からの説明につきまして、何か御質問等ございますか。

無いようですので、これで森林審議会の概要説明を終わります。

次に報告事項に移らせていただきます。

審議会の成立についてですが、委員総数14名のところ、現在13名の御出席をいただいております、福島県森林審議会規程第3条に規定する、委員の過半数の出席を得ておりますので、成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、次第、第5の議事に入らせていただきます。

本日の議事は、会長及び会長職務代行者の選出についてとなっています。

はじめに、審議会の会長の選出ですが、選出方法については、会長は森林法第71条第1項により、委員の互選によって決めていただくことになっております。

議長は、会長が行うこととなっておりますが、本日は、前会長の木村委員を仮議長として進めたいと存じます。

木村委員、お願いいたします。

木村委員

暫時の間、仮議長の職を務めさせていただきますので、御協力をお願い致します。

会長の選出に入ります前に、本審議会の議事録署名人を、仮議長指名によって選任してよろしいか伺います。

(異議なし)

木村委員 それでは、議事録署名人を、御指名申し上げます。
矢吹委員と安田委員にお願いいたします。

それでは、会長の選出に入ります。
先ほど事務局から説明がありましたとおり、会長は、委員の互選となっておりますが、どなたがよろしいでしょうか。

原田委員 事務局提案ではなく、ここは前会長の木村委員にお願いするのが良いと思います。
以上提案致します。

(異議なし)

木村委員 他に御意見はございますか。

それでは御異議がないようですので、引き続き会長をお引き受けすることといたします。

つぎに、会長の職務代行者の選出に入りますが、選出方法については、会長と同様に「委員の互選」となっておりますが、どなたがよろしいでしょうか。

遊佐委員 前年同様矢吹委員に引き続きお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

木村委員 ただいま矢吹委員との提案がありましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは矢吹委員に会長の職務代行をお願い致します。

ありがとうございました。
以上で本日予定の審議を終了いたしました。
御協力ありがとうございました。

司会 御審議ありがとうございました。
それでは、事務局から連絡事項をお願いします。

佐藤主任 1点目ですが、審議会等の日程についてお知らせします。次回の審議会は、地域森林計画の変更等に関する諮問を予定しております。開催日は、12月20日頃を予定しております。

2点目ですが、本日の議事録は、整理後、議事録署名人の押印をいただきまして、写しを全委員にお送りいたします。

事務局からの連絡事項は以上です。

司会 ただいまの、事務局からの説明に対しまして、何か御質問がありましたら御発言願います。

外山委員 委員の中で初めて選任された方もいらっしゃるのので、各審議案件の関連法案について条文の抜粋等でお示しした方が良いと思います。

佐藤主任 外山委員の御意見のとおり取扱いたいと思います。なお、次回審議会におきまして、森林保全部会の委員の決定もごございますので、その際にはわかりやすく説明するよう工夫したいと思います。

司会 他にございませんか。

(他に意見なし)

司会 それではこれもちまして、第1回福島県森林審議会を終了させていただきます。
ありがとうございました。

以上を以て閉会となる
